

國學院大學學術情報リポジトリ

唐代勲官制度の研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 速水, 大, Hayami, Dai メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002419

魏晉南北朝の動乱期、諸王朝で用いられた様々な制度は、隋代に整理統合され、唐王朝に至って完成すると考えられている。それは官制の場合にもあてはまり、唐律令官制は魏晉以来の官制体系を基盤として成立した。本論文で注目する唐代勳官制度も同様な流れで理解することができる。

唐の勳官は兵士の軍功に対して与えられたことを始まりとし、この官を帯びることで数種の特典が与えられたと考えられている。これまでの研究では、多くの場合勳官を功績ある一般民に賜与する称号で、価値は低く社会への影響も少ないものと考えてきた。白丁との同質性が強調されてきたのである。しかし、勳官制度の研究は不十分で、いまだ、具体的な制度すら説明されていない状況である。そこで勳官と白丁とが同等であるという視点から離れ、勳官自体の負担・特典について、成り立ちや運用を考慮しながらから検討し、勳官の制度そのものを明らかにした。

以下、本論文の概略を章ごとに示す。

第一章 唐代勳官制度研究の現状と課題

これまで、勳官制度を研究してきた十一氏の研究を職官制度からの研究と税役制度からの研究という二つの視点から分類し、それぞれにおいて共通点を整理した。その整理をふまえて勳官の見解を整理し直すと、唐代勳官研究に残されている以下の問題点が浮かび上がる。

1. 唐初における勳官の価値はどこにあったのか。

税役制度からみた研究では、勳官の価値を希少性に求める。それに対し、官制の研究では、唐初に有していた実権にこそ勳官の本来の価値があったとする。改めて、勳官の価値について考える必要がある。

2・唐初において勳官制度がどのように成立したのか。

官制面からの研究では、唐の勳官制度の成立過程に言及しているものが多い。しかし、細かい点では食い違いがみえ、どの見解に従うべきなのか判然としない。「雑用隋制」の詳細を明らかにする必要がある。

3・「咸亨五年詔」はどのような内容を持っていたのか。

唐代における勳官制度の画期とされる「咸亨五年詔」の解釈が一定していない。詔勅の内容については言及がない場合すらある。この詔を勳官制度の流れのなかで位置づける必要がある。

王徳権氏は、詔勅の内容にまで踏み込んで、「国初勳名」が唐政権によって利用された隋代の散実官・散職の官名であったと解釈した。また、王氏によるこの詔に関する西村元佑説に対する批判も妥当なものと考えられる。しかし、王氏のいう詔勅の目的については納得することができない。王氏は、唐初の「勳官」の名前と位階を取り戻すことが詔勅の目的だったとすることができない。王氏は、唐初の「勳官」の増加に繋がったのが、説明されていない。すなわち、咸亨五年詔の内容の解釈およびその位置づけも残された課題となる。

4・唐初における勳官の九百人定員制度は存在したのか。

九百人という極めて少数と聞いていい定員が勳官の価値の根源とされ、人数が増加していくなかで、それに対応して制度が改変されたとの考えが通説となつていく。すなわち、唐初の定員制が勳官研究の大前提となつていのである。しかし、一方で金鐸敏氏や、頼亮郡氏の言うように、太宗以前にも勳官の増加に繋がる動きがあった。具体的に言えば、貞観年間における、高昌国征服後に行われた勳官授与であり、またこれまであまり注目されてこなかった貞観十九年の太宗高句麗遠征時の勳官授与である。これらの勳官授与数はいくらか少なく見積もっても九百人を超えることは確実である。このように考えた場合、唐初の勳官数を九百人とすることが正しいのかどうか再度検討を加える必要がある。もし、このような仕組みが制度に内在していたとするならば、所有者の激増と価値の減

少とが勲官制度成立から約束されていたことになる。勲官は租調庸が免除され、財政面でも重荷となる存在であった。為政者は、勲官が自然に増加する仕組みを容認していたとは考えにくい。

6・資課額の増加により勲官と白丁の負担は同等となったのか。

敦煌から出土した天宝年間に通用していた「兵部選格」と考えられる断片（P四九七八）には、開元七年（七一八）に定められた上柱国子と柱国子の納資額が一千五百文と記されている。この両柱国子は勲官の両柱国の子供が蔭を与えられたものであり、もちろん勲官よりも低い身分に置かれた。一般に資課額は身分が高いほど少額になると考えられている。その柱国子が一千五百文の納資額であるのに、それより身分の高い勲官が一般民と同じ負担を担うことがありえるのだろうか。松永雅生氏らが勲官の資課額が二千五百文になったとする根拠は開元十九年の詔であるが、それは勲官に納課が課されたと記すのみで、金額は記されていない。その他の傍証も、勲官と白丁が同じ差科を担うことは負担が同じであったことを意味することを前提にして論証されたものであり、直ちには納得できない。

以上の問題点について、章を分けて検討し、唐代の勲官制度の実態を明らかにしたい。

第二章 唐代勲官制度の成立

第二章では、勲官の成立について論じた。その結果、唐武徳七年に勲官制度は成立したことを明らかにした。その要因は、建国期の散職と散実官の大量授官による官人の激増にあり、その官人身分所有者の権限を削減したうえで、反発を抑えるための受け皿として勲官が創始されたと推定した。なかでも、散実官が持っていた本階の性質を勲官が消失したことと、元散実官所有者は勲官に改授される際に官人身分を剥奪されたことが一番の変更点であった。勲官が準官人の立場になったことが、その後のさらなる増加の原因となる。そう考えると、勲官の品階の高さと実質的な地位の格差という従来からの問題に一定の解決を与えることができた。

第三章 唐武徳年間の法律について

第三章では、勲官制度の成立期における官制の抛り所となる法律について考察した。その結果、武徳元年五月十四日に即位した唐の高祖李淵は、暫定的に隋煬帝が制定した大業律令を使用する。二八日に至って、高祖は最初の律令編纂命令を發布するが、臣下の発言に促されて隋文帝期の開皇律令の復活を決意する。そして、六月一日、大業律令の廃止と開皇律令の復活を宣言、開皇の制度に則った組閣を行う。同時に格の制定を命じ、開皇律令の不備を修正することとした。その結果として五十三条格が成立し、十一月四日に發布されたと考えられる。唐初の法律は、従来通説となっていた「五十三条格」中心ではなく、隋開皇律令を使用し、「五十三条格」で補足する構造であったことが判明した。唐による開皇律令の使用は、令に基づく官職の使用状況から見ても、武徳七年律令の制定まで続くことも明らかとなった。

第四章 唐武徳年間の散階と属官

第四章は、武徳年間の散階と属官の関係を考察し、武徳七年を境に、散階の属官の設置基準に変化があったことを明らかにした。武徳七年以前は隋の開皇律令の制度が使用されたため、属官の設置基準の中心は、散実官であったが、武徳七年以後、職実官を中心とした制度に変化する。散実官の後継制度である勲官は、法律の文言上を開府制度と深く関わるように記載されているが、実際には、副次的な基準となる。実質的な権限の変化から、武徳七年令成立が官制に与えた影響を証明した。

第五章 唐太宗の高句麗親征と勲官の濫授

第五章では、武徳七年に成立した勲官について、勲官の新たな使用法を見いだした唐太宗高句麗親征と勲官授与の關係について考察した。その結果、則天武后期以後の兵士に対する大量授勲の起源は、太宗の高句麗親征の敗戦処理に見いだせることを明らかにした。その後、その制度が慣例化して従軍者中の勲官の比率が高まったため、一般兵士と差が無

い存在として酷使された。勳官の酷使される姿によって、勳官の本来的な官制内の地位の低さが露呈してしまったのである。そのことで勳官の社会的地位は暴落した。勳官の価値の低下によって、散職・散実官から勳官に改授された者およびその子孫は、勳官よりも改授前の官名を名乗ることがあった。旧官名のなかには貞観十一年以後の散官と同じ名前も、旧官名を名乗ることでは改授後の勳官に比べて格段に高かったためである。場合によっては、旧官名を名乗ることでは、政府から現在の勳官よりも多くの特典を手に入れようとした者もいたと考えられる。旧官名を名乗った事例は墓誌等石刻史料に散見する。このような官名の錯雑した状態は、官制秩序、延いては身分秩序の崩壊につながるため、唐は唐初の散職・散実官と勳官の関係を明示した咸亨五年詔を發布して事態の收拾を図った。この詔により、事務方は官名詐称等の問題があった際の判断基準を確認することができたと考えられる。しかし、咸亨五年以後も、墓誌には多くの散職名・散実官名が見えることから、元散職・散実官所有者に対して、この詔が発揮した効力はそれほど大きくはなかったであろう。咸亨年間当時すでに勳官が官人にとって価値を持たない者となっていたことがわかる。

第六章 唐代古爵考

第六章では、国家の祭典にともなうて与えられた「古爵」を勳官の別名であるとする従来の説を検討し、古爵は公士号のことで勳官とは関わりないことを明らかにした。百姓に対する古爵の賜与は年齢（成丁以上）や家父長制に基づく制限が加えられている。時には官僚にも与えられたが、その等級は百姓と同じく一等級であった。制度的にみれば、古爵は朝廷に認められた爵位で、そのほかの官爵体系から独立した存在であったが、相対的に最も価値の低いものであった。しかも、古爵を獲得するだけでは経済的な恩恵は無く、身分も上昇しなかったと考えられる。史料上特権を見いだせない古爵は等閑視され、天宝年間以後、石刻に古爵号が記録されなくなる。

第七章 勳官の昇進と降除の規定

第七章では『唐会要』卷八一・勲・開元十七年条の記事を利用して、養老軍防令第三三
応加転条に対応する唐軍防令第十七条の新復原案を提示し、また、養老軍防令第三五条に
対応する唐軍防令第十九条の復原を補足することができた。なお、唐軍防令第十九条の復
原補足により、養老軍防令第三五条犯除名条は、官名以外は全文を唐令から継受して立法
されたことが確認できた。考察の結果、勲官の独自性の抛り所となる叙勲と昇進の構造が
規定通りであったことが確認できた。

第八章勲官の上番規定と廻授規定の関係

第八章では、勲官の上番規定と廻授規定との関係について考察した。従来の研究では上
番と廻授の規定が結びついて勲官を増加させる仕組みとなっていたと考えられていたが、
上番による勲官の自動昇進構造なく、勲官の上番規定と廻授規定との間に因果関係がない
ことを明らかにした。それよりも、兵士に対する酬勲の弛緩が廻授制度と結びつくことが、
勲官の激増に帰結したと想定できる。また、その考察の過程で、日本の勲位規定である養
老軍防令三三応加転条が、唐軍防令条文と廻授を定めた唐格とが結びつけられて立法され
た条文であることを明らかにした。

第九章勲官内の分類と納資額

第九章では、勲官はその獲得した理由によって待遇に格差があり、「征鎮勲」が「余汎
勲」よりも優遇されていたことを確認した。勲官が本来軍功によって取得されたもので、
本来の勲官を保護する措置が「征鎮勲」の優遇であった。また従来曖昧であった勲官の資
課額が、「余汎勲」と「征鎮勲」の別にしたがって違いがあり、それぞれの納資額を解明し
た。そして、勲官の資課の構造にも、三品以上・四・五品六品以下という、唐代品階特有
の三段階の格差が設けられていたことがわかった。ただし、開元十九年ごろに納資の増額
など勲官の特権が無視される現実があり、そのような状況から勲官を保護するため開元
十九年二月乙酉詔が出されたのである。勲官の資課額が開元年間以後も変更されなかつた

ことは、規定の上では勳官に特権が残されていたことを意味する。これまで、勳官をもつものが色役を課されるようになる、勳官受領者に白丁と同等の負担が課せられたと考えられてきた。だが、資課額においては勳官本来の規定を守ろうという力が働いていた。そこには白丁との違いを残そうという意図が看取される。

第十章 勳官の負担と報酬―唐代の所謂律令官制における勳官の位置

第十章では勳官の基本負担とその到達点の関係を考察した。もともと、白丁の場合、基本的な負担は租調庸の納入であり、その見返りはない。勳官の基本負担は在京諸司および地方官衙への輪番勤務である上番であった。勳官は一定期間上番を継続することで、散官選考への参加資格が与えられた。従来は、玄宗の治世である開元天宝年間（七一三―七五六）になると、勳官の特権は減少し白丁と変わらぬ役務につけられるようになったと考えられてきた。結果であると考えられていた。それが、地位低下しの証拠とみなされたのである。しかし、北宋天聖令や唐水部式にみえる異身分同任務に関する規定の検討から、たとえ同じ任務を行ったとしても、身分によって昇進と給付が異なることが明らかとなった。すなわち、勳官と白丁が同じ任務についても身分による格差が設けられていたと考えられるのである。この違いは、それぞれの基本負担を勘案されて設定されていたようである。また、勳官の勤務と昇進の規定とを他の身分と比較すると、勳官は、白丁と散官の中間的な存在と言うことができる。白丁は、多くの場合、従軍の褒賞として勳官を得、勳官は基本任務の遂行によって散官を得る。さらに散官から、職事官となれば、官人身分に到達するのである。このように考えると、勳官は白丁と官人を繋ぐものに位置づけられていたと考えることができよう。規定のうえでは、之まで制度崩壊期と考えられてきた唐開元天宝年間に至っても制度成立時の目的と変わることなく、準官人として位置づけられていたことになる。

終章では、これまでの考察をまとめた。その結果、勳官は、唐代に成立し、準官人的なものとして機能していた結論した。勳官を所有した者がそのまま官人まで昇進することはまれであっただろうが、勳官を得た者の子孫は、廻授や蔭の規定によって少しだけ官人に近い立場からスタートすることだができた。世代を経るごとに徐々に官人身分に近づいていくことも可能だったのではないだろうか。そのように考えると、一般民から見れば、勳官は官人へ昇格するための第一歩であったと考えることができる。